

ロシア連邦

大統領令

外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置の適用について

ロシア連邦の国益の保護および安全を目的とし、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」および2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にもとづき、以下を定める：

1. ロシア連邦、ロシア連邦の市民または法人に対して非友好的行動を実行する外国国家（以下、非友好的外国国家）の外交代表部、領事機関ならびに国家組織および国家機関の駐在事務所が、ロシア連邦領内に在住する自然人との間で雇用契約、労働者（要員）の労務提供契約および労働関係が発生するその他の民事契約（以下、「契約」と呼ぶ）を締結することを（必要な場合それを全面的に禁止することも含め）制限する。

2. ロシア連邦領内に在住する自然人であって、契約を締結することができる者の人数はロシア連邦政府がこれを定めるものとする。

3. 本大統領令の発効日以前に自然人との間で締結されていた契約のうち、自然人の人数がロシア連邦政府の決めた人数を超えているものは終了される。

4. 本大統領令第1項および第3項の規定は、非友好的外国国家の外交代表部、領事機関、国家組織および国家機関の駐在事務所の従業員として、そうした非友好的外国国家から入国する（入国した）そうした国の国民に対しては適用されない。

5. ロシア連邦政府は：

- a) 本大統領令に定める対応（対抗）措置の適用対象となる非友好的外国国家の一覧を決定する；
- b) ロシア連邦領内に在住する自然人であって、契約を締結できる者の人数を決定する；
- c) 本令に定める対応（対抗）措置の内容および有効期間の変更を必要に応じて提案する；
- d) 本大統領令第3項により契約が終了される場合に、ロシア連邦市民の労働権の遵守状況が監督されるようはからう。

6. 本大統領令はその公布の日をもって発効し、それが定める対応（対抗）措置が廃止されるまで有効となる。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2021年4月23日

第243号